

岡山県神社庁 報 廳	発行所 岡山県神社庁 教化委員会 広報部会 〒703-8272 岡山市中区奥市3-22 TEL 086-270-2122 FAX 086-270-2123 http://www.okayama-jincho.or.jp/	 祝祭日には国旗 を掲げましょう
-----------------------	--	--

神話絵本 『あまのいわと』



岡山県神社庁

庁長就任ご挨拶

岡山県神社庁
庁長 藤山知之進

去る三月十一日に岡山県神社庁臨時協議員会が開催されました。席上、二期六年務められました牧博嗣庁長が退任、次期庁長として選任を賜り、同時に選任されました太田浩司・物部明徳両副庁長・神職理事六名共々四月一日に就任致しました。

ご存じのように岡山県神社庁の新年度は七月一日始まりで、各委員会も七月から新年度の活動を始めます。しかし庁長以下の神職理事の就任はその三ヶ月前の四月一日となっています。この三ヶ月前就任の制度は平成二十二年から始まりました。それまでは理事（委員長）も委員会の委員も七月一日に就任し活動を始めていたわけですが、最初の活動は「委員を決めること」からです。特に教化委員会は支部選出の教化委員が決まらなければ教化委員会規程第四条第三項「庁長指名」の委員を決めることができません。その後

総会を開催し活動を始めるのですが、委員が決まらないため二ヶ月以上活動ができない期間が生じていました。

また、岡山県神社庁の役員改選は神社本庁の役員・評議員改選時期とも一致しています。岡山県選出評議員が七月一日に就任していたのでは、その年の五月の神社本庁評議員会に、六月末日で退任するかもしれない評議員が出席する可能性があるのです。

これらの弊害を解消するために庁長以下の神職理事は四月一日に就任し、七月一日までの三ヶ月間に新年度からの各委員会の新委員を決め、新年度に入るとすぐに総会を開催し活動できる体制を整えるのです。そのために支部選出教化委員も早めに選出してもらっています。また、神社本庁の新役員が活動を始めるのにあわせ、当県選出の新評議員も活動を開始できるのです。

さて、私は庁長に就任直後、四月四日の最初の役員会で私の方針を述べさせていただきました。

まず最初は「研修を重視する」ということです。神職として遵守しなければならぬことは神社本庁憲章に述べられています。これを正しく理解し実践するには一人一人の資質向上が欠かせません。そのために神社庁は直接・

間接に神職として必要な知識を習得する研修を計画し「学びの場」を提供する予定です。もちろん私共理事も積極的に参加いたします。「〇〇についての研修を実施してほしい」という要望は研修企画室にどんどんお寄せ下さい。

次に「神社庁のIT化」です。神社庁は現在職員三人体制です。「人」が関わらなければならない部分まで機械化するつもりはありませんが、機械に取って代わることができるものは機械（パソコン・スマホなど）を積極的に使っていきます。現在LINEを使っている岡山県神社庁公式アカウントを作成し、これに登録をお願いしています。全神職への連絡、研修会・講習会案内や、各委員会活動での出欠把握、グループ内の意見交換の場などを提供できるよう導入を進めています。スマホ利用が前提で成立するシステムですが、いきなり移行も難しいので段階を経て参ります。同時に神社庁に提出する書類（押印書類は別）もできるだけメール添付で可能な方向を目指します。また、文書の保存についてもできるものから電子化し、パソコンを使った検索で瞬時に探せるようにしていきます。

次は「人材の育成」です。各神社で

は神社の後継者難に直面しておられると思いますが、ここで言う「人材」は「神社庁の講師などの人材や後継者」という意味です。祭祀委員会に所属する講師は、委員会の中で後継者を養成していますが、そのほかの講師や人材などの養成が急務と考えています。

最後は「神職理事の定年」です。当然庁長、副庁長も含まれます。一人の者が何期も、あるいは高齢になるまで長く務める、というのは必ずしも良いことではないと考えています。後継者養成と関係することでもあり、この制度設計は総務委員会にお願いし、役員会で検討を重ねること致しました。

私の在任中のみでできないことも含まれておりますが、庁長就任にあたり考えの一端をお示しし、皆様方のご理解、ご協力をお願い申し上げる次第です。

コロナ禍が叫ばれて三年目に入っています。岡山県の一日の感染者も数百人台で推移しています。（五月末現在）まだまだ樂觀視はできないと思いますが、考えられる対策を十分にとった上で活動をして参りたいと思います。

副庁長就任ご挨拶

岡山県神社庁
副庁長 太田浩司

三月十一日開催の臨時協議委員会において副庁長に選任され四月一日付けで就任致しました。

平成二十五年に神社庁理事に就任してから三期九年、教化担当理事として教化委員会を担当し、それまでの外から見た神社庁と内から見た神社庁の二面を経験した事により、神社庁のあり方を客観的に俯瞰して見られた事は非常に大きな糧となりました。

現在の神社庁は組織としてはかなり成熟されて来たと感じています。その基となったのは、平成十五年に設置された組織改革委員会による、神社庁の大改革でした。

この改革により、各組織の任務を明確にし、それに伴う各種規則の見直し等を図りましたが、キーポイントは神社庁の活性化であり、その最たるものが理事を各ボストの長に置き最前線に立つて「働く理事」に変える事でした。

それが実となり花となって今があると思います。

しかし、改革をすれば全てが上手く行くと言う訳ではなく、その機能を持続させ、発展させて行かなければなりません。その上で、神社庁設立時の先人等の思いを常に心に刻んで実践して行く事が肝要だと思っています。

副庁長に就任して数ヶ月が経過し、想像以上にその責務の重さを実感しています。今後全ての事案に是々非々で向かい合い、より風通しの良い神社庁となるように正しい情報の共有を行うべく、正副庁長と理事とを繋ぐ役割を果たして行きたいと思っています。

また、同日に神社本庁評議員にも任命されましたので、中国地区の各神社庁とも連携して、藤山評議員、春名評議員と共に、岡山県を代表して神社本庁に対し、意見や要望等を述べ、神社界全体の活性化の一助となるべく努力し、神社本庁の施策や情報をなるべく多くの神社関係者にお伝え出来ればと考えております。

向かう三年間、藤山庁長を扶け岡山県神社庁発展のために尽くして行く所存でございますので、今後共何卒よろしくお願い申し上げます。

副庁長就任ご挨拶

岡山県神社庁
副庁長 物部明徳

この度、臨時協議委員会において副庁長に選任され、四月一日就任致しました。藤山庁長のもと、微力ではありますが、組織の一員として岡山県神社庁の発展・充実に全力を尽くす所存です。

社頭において人と交わり様々なジャンルの会話をしていると、改めて人の感情・価値観は相対的なものだと感じます。昭和生まれの人は現代を満たされた社会と感ずるでしょうが、平成以降生まれの人が昭和生まれの人と同様に現代を満たされた社会と感ずっているかと言えば、そうでもないように思います。満たされた社会に生まれた人はそれ以上の満たされた社会を経験することが困難であるため幸せを感じ難いのではないのでしょうか。ところが、今のウクライナと日本を比較すれば、日本国民は幸せをより多く感じるに違

いありません。

本年二月二十四日ロシアはウクライナに侵攻し、世界中に衝撃を与え、日本においても「国を守る」とに多くの国民の意識が向き始めました。本来はもっと早い時期に取り組むべき「憲法改正」もやっと現実味を帯びてきました。これもウクライナにおける凄惨な映像及びウクライナ国民の発言等が日本国民に変化をもたらしたもので相対的なものと言えましょう。

神社界は予てより掲げていた「自主憲法制定」を現実のものとしなければなりません。そのためには、神職一人一人が先導者として多くの人々に説明を重ね、来る国民投票等に備える必要があります。

日々の神明奉仕とともに、日本国憲法制定から七十五年を経過した日本が普通の国に変わる節目を無事に乗り越える努力を致しましょう。在任間、このことを念頭に勤務することを決意しています。ご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

令和四年

臨時協議員会

(議事報告)

令和四年三月十一日(金)
於岡山国際ホテル 丹頂の間
出席 二十九名

令和四年

定例協議員会

(議事報告)

令和四年六月二十七日(月)
於岡山県神社庁講堂
出席 二十九名

決議事項

・役員改選(神職)

庁長

藤山知之進

副庁長

太田 浩司

理事

物部 明德

林 浩平

上月 良典

福田 真人

栗井 睦夫

根石 俊明

西辻 嘉昭

岡本 正英

久山信太郎

神社本庁評議員

藤山知之進

太田 浩司

※任期

令和四年四月一日から令和七年

三月三十一日まで

衆議院議員平沼正二郎氏(自由民主党)が来庁し、開会前に壇上で参議院議員選挙中の山谷えり子候補者の応援を講ず。冒頭、藤山庁長挨拶―ウクライナ支援の協力に御礼を述べ、神社本庁の土地建物売却に始まる職員の地位確認請求訴訟、神社本庁総長・副総長・常務理事二名の未決定の経緯を説明、さらに神道政治連盟の山谷えり子候補者の推薦に関して説明。

議事

太田副庁長から神社本庁評議員会(令和四年五月)を報告。

各担当理事(委員長)から令和三年度神社庁事業報告。

議案第一号 令和四年度岡山県神社庁

一般会計歳入歳出予算案上程。原案の通り決議。

令和3年度 岡山県神社庁規程表彰該当者

神職の部

表彰種別	支部	奉務神社	役職	氏名	支部	奉務神社	役職	氏名	支部	奉務神社	役職	氏名
二条一号	久米道大寺	熱田八幡宮	宮司	三宅 和範	吉備	八田神社	宮司	小橋 美佳	美作	吉野神社	宮司	高山 命之
	井笠	若宮神社	禰宜	渡邊 泰年	新見	天満神社	宮司	渡邊 吉樹				
	吉備	八幡神社	禰宜	小橋万里子	真庭	高田神社	宮司	田村 勝利				

責任役員・総代の部

表彰種別	支部	奉務神社	役職	氏名	支部	奉務神社	役職	氏名	支部	奉務神社	役職	氏名
二条二号	岡山	今村宮	責任役員	林 克也	東備	和氣神社	責任役員	早瀬 光信	川上	大蔵神社	責任役員	小田 幸伸
	倉敷都窪	熊野神社	総代	狩野 英一	久米道大寺	中山八幡宮	責任役員	宇原 孝次	川上	八幡神社	総代	田中 富夫
	津山	佐良神社	責任役員	前原 速	久米道大寺	総社八幡宮	責任役員	鶴海 浩二	川上	八幡神社	責任役員	宮田 和博
	津山	香々美北神社	責任役員	竹井 潤	久米道大寺	北居都神社	総代	津島 史義	新見	足立神社	責任役員	倉田 寿
	津山	上部神社	総代	河藤 英雄	久米道大寺	金山八幡宮	責任役員	岩崎 武正	新見	天津神社	責任役員	宮本 方美
	津山	大崎神社	責任役員	清原 高市	久米道大寺	竹原神社	総代	根岸 勇	新見	八幡神社	責任役員	瀧本 高秀
	津山	高瀬神社	責任役員	坂本 道治	井笠	若宮八幡神社	責任役員	妹尾 清志	新見	八代神社	責任役員	本田 昭和
	児島	宇野八幡宮	総代	山中 茂	井笠	若宮八幡神社	責任役員	川上 満生	真庭	朝日神社	責任役員	山下 薫
	児島	新庄八幡宮	総代	山本 展也	井笠	若宮八幡神社	責任役員	竹井 勇	美作	日吉神社	総代	定兼 敏正
	児島	新庄八幡宮	責任役員	堀 範臣	井笠	大元郷江神社	総代	川上 大典	美作	林野神社	総代	中川 正彦
	児島	藤田神社	総代	今中 俊幸	井笠	穴尾八幡神社	総代	飛田 信彦	美作	江見神社	総代	細尾 雅徳
	児島	鴻八幡宮	総代	鷹井 康雄	井笠	八幡神社	責任役員	道城 實	美作	竹田神社	総代	岩崎 忠彦
	御津	眞名井神社	総代	宮本 芳男	井笠	八幡神社	責任役員	道城 正則	久米	錦織神社	総代	上本 文広
	御津	日吉神社	責任役員	葛原 克則	吉備	總社	責任役員	松尾 研吾	久米	宮代神社	総代	佐古 一美
	御津	熊野神社	責任役員	江見 敏克	吉備	總社	総代	武田 十郎	久米	宮代神社	総代	菅 一民
	御津	熊野神社	責任役員	小西 正倫	高梁	天神社	総代	平尾 泰一	久米	八幡神社	責任役員	杉山 治和
	東備	春日神社	責任役員	山田 幸雄	川上	宇佐八幡神社	責任役員	丹治 勇	久米	八幡神社	責任役員	氏平 博之
三条	倉敷都窪	鶴崎神社	責任役員	永原 耕吉	久米道大寺	牛窓神社	責任役員	上野 武志				
	津山	加茂神社	責任役員	中塚 泰啓	川上	良御前神社	責任役員	大塚 明				

令和4年度 岡山県神社庁

一般会計歳入歳出予算書

(令和4年7月1日～令和5年6月30日)

歳入総額 140,711,383円

歳出総額 140,711,383円

歳入の部

(単位: 円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減 (△)
I 神 饌 及 幣 帛 料	750,000	750,000	0
1 本 庁 幣	600,000	600,000	0
2 神 饌 及 初 穂 料	150,000	150,000	0
II 財 産 収 入	2,000	2,000	0
III 負 担 金	33,228,000	33,228,000	0
1 神 社 負 担 金	23,259,600	23,259,600	0
2 神 職 負 担 金	8,307,000	8,307,000	0
3 支 部 負 担 金	1,661,400	1,661,400	0
IV 交 付 金	74,300,000	73,800,000	500,000
1 本 庁 交 付 金	1,500,000	1,500,000	0
2 神宮神徳宣揚費交付金	72,400,000	71,900,000	500,000
3 本 庁 補 助 金	400,000	400,000	0
V 寄 付 金	10,000	10,000	0
VI 諸 収 入	2,866,000	5,155,000	△2,289,000
1 表 彰 金	65,000	50,000	15,000
2 預 金 利 子	1,000	5,000	△4,000
3 申 請 料 ・ 任 命 料	2,000,000	2,000,000	0
4 会 費	500,000	2,800,000	△2,300,000
5 雑 収 入	300,000	300,000	0
VII 繰 入 金	1,300,000	1,300,000	0
当 期 歳 入 合 計	112,456,000	114,245,000	△1,789,000
前 期 繰 越 金	28,255,383	20,102,618	8,152,765
歳 入 合 計	140,711,383	134,347,618	6,363,765

歳出の部

(単位: 円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減 (△)
I 幣 帛 料	2,190,000	2,190,000	0
1 本 庁 幣	2,090,000	2,090,000	0
2 神 社 庁 幣	100,000	100,000	0
II 神 事 費	400,000	400,000	0
III 事 務 局 費	33,094,000	32,591,000	503,000
1 表 彰 並 び に 儀 礼 費	1,500,000	1,500,000	0
(1) 各 種 表 彰 費	500,000	500,000	0
(2) 慶 弔 費	1,000,000	1,000,000	0
2 会 議 費	200,000	200,000	0
3 役 員 関 係 費	1,400,000	1,400,000	0
(1) 役 員 報 酬	1,280,000	1,280,000	0
(2) 地 区 会 議 関 係 費	120,000	120,000	0
4 給 料 及 び 福 利 厚 生 費	17,544,000	18,191,000	△647,000
(1) 給 料	8,786,000	9,306,000	△520,000
(2) 諸 手 当	6,038,000	6,165,000	△127,000
(3) 各 種 保 険 料	2,600,000	2,600,000	0
(4) 職 員 厚 生 費	120,000	120,000	0
5 庁 費	7,400,000	6,250,000	1,150,000
(1) 備 品 費	800,000	850,000	△50,000
(2) 図 書 印 刷 費	950,000	750,000	200,000
(3) 消 耗 品 費	1,400,000	1,400,000	0
(4) 水 道 光 熱 費	1,250,000	1,250,000	0
(5) 通 信 運 搬 費	1,000,000	1,000,000	0
(6) 雑 費	2,000,000	1,000,000	1,000,000
6 交 際 費	1,100,000	1,100,000	0
7 旅 費	2,800,000	2,800,000	0
8 維 持 管 理 費	950,000	950,000	0
9 法 務 対 策 費	200,000	200,000	0

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減 (△)
IV 指 導 奨 励 費	9,462,000	12,352,000	△2,890,000
1 教 化 事 業 費	3,551,000	3,641,000	△90,000
(1) 教 化 費	630,000	630,000	0
(2) 広 報 費	900,000	960,000	△60,000
(3) 事 業 費	646,000	716,000	△70,000
(4) 神 宮 奉 賛 費	925,000	1,035,000	△110,000
(5) 育 成 費	450,000	300,000	150,000
2 神 社 庁 研 修 所 費	2,000,000	4,800,000	△2,800,000
(1) 研 修 費	2,000,000	2,000,000	0
(2) 講 習 会 費	0	2,800,000	△2,800,000
3 祭 祀 研 究 費	1,420,000	1,420,000	0
4 各 種 補 助 金	2,491,000	2,491,000	0
(1) 神 政 連 関 係 費	135,000	135,000	0
(2) 神 青 協 補 助 金	450,000	450,000	0
(3) 氏 青 協 補 助 金	90,000	90,000	0
(4) 県 教 神 協 補 助 金	90,000	90,000	0
(5) 女 子 神 職 会 補 助 金	162,000	162,000	0
(6) 県 景 婦 連 補 助 金	117,000	117,000	0
(7) 神 楽 部 補 助 金	90,000	90,000	0
(8) 作 州 神 楽 補 助 金	27,000	27,000	0
(9) 支 部 長 懇 話 会 補 助 金	150,000	150,000	0
(10) 神 宮 大 祭 派 遣 補 助 金	30,000	30,000	0
(11) 教 誨 師 関 係 費	350,000	350,000	0
(12) 団 体 参 拝 補 助 金	200,000	200,000	0
(13) 過 疎 地 域 神 社 活 性 化 助 成 金	500,000	500,000	0
(14) 地 区 大 会 等 援 助 金	100,000	100,000	0
V 各 種 積 立 金	6,980,000	7,030,000	△50,000
1 職 員 退 職 給 与 積 立 金	1,320,000	1,370,000	△50,000
2 正 副 庁 長 退 任 慰 労 金 積 立 金	160,000	160,000	0
3 庁 舎 管 理 資 金 積 立 金	2,500,000	2,500,000	0
4 次 期 式 年 遷 宮 準 備 金	2,000,000	2,000,000	0
5 災 害 見 舞 積 立 金	500,000	500,000	0
6 関 係 者 大 会 積 立 金	500,000	500,000	0
VI 神 社 関 係 者 大 会 費	600,000	600,000	0
VII 負 担 金	22,522,920	24,135,440	△1,612,520
1 本 庁 災 害 慰 謝 負 担 金	212,520	212,520	0
2 本 庁 負 担 金	4,250,400	4,462,920	△212,520
3 本 庁 特 別 納 付 金	14,800,000	14,700,000	100,000
4 支 部 負 担 金 奨 励 費	2,960,000	2,960,000	0
5 負 担 金 特 別 対 策 費	300,000	1,800,000	△1,500,000
VIII 渉 外 費	620,000	620,000	0
1 友 好 団 体 関 係 費	370,000	370,000	0
2 時 局 対 策 費	100,000	100,000	0
3 同 和 対 策 費	150,000	150,000	0
IX 神 宮 神 徳 宣 揚 費 交 付 金	39,000,000	39,000,000	0
X 大 麻 頒 布 事 業 関 係 費	6,700,000	6,500,000	200,000
1 頒 布 事 務 費	550,000	530,000	20,000
2 頒 布 事 業 奨 励 費	6,150,000	5,970,000	180,000
XI 予 備 費	19,142,463	8,929,178	10,213,285
当 期 歳 出 合 計	140,711,383	134,347,618	6,363,765
次 期 繰 越 金	0	0	0
歳 出 合 計	140,711,383	134,347,618	6,363,765

※款内流用を認める

※増減 (△) は、予算額が前年度予算に比して減額である場合△で表示する。

神社庁研修会報告

第十九回
神職教養
研修会「神符守札の御取扱ひ」と
「神社のオンライン問題」

大津神社 榎宜 笹井 昭昌



た、神社運営においても思案する神職が多い中、参加者は皆、熱心に受講し、浅山講師の話術のもと、様々な事例を紹介しながらの解説は、大変分かり易く受講生の気持ちを掴んでいました。浅山講師は、研修会にあたり、次のように話を始められました。

には根拠があり、何故そのようなことをしなくてはいけないのかということとを、皆さんに知っていただき、次の一歩に進むためのきっかけにして欲しい。このようなことを知っていただいで、考えていくのが今回の研修の一番のメインになります。

また、「神符守札の御取扱ひ」「神社のオンライン問題」については、

あくまでも重要なものは、商行為との切離。もう一つは不特定多数への頒布への注意。この不特定多数への窓口、一番になり易いのは、情報の発信ツールとして存在しているインターネットの活用で、これがオンライン問題の根幹になっています。今日のテーマは、

基本に神符守札、インターネットを経由した信仰の在り方。原理原則から逸脱しない形で考えないといけません。

今の技術でなら何をやってもいいではなく、果たして、それでいいのか。信仰者であり、祭祀者である我々神職としては、それで本当にいいのか、という問いかけ。または、自分でその解答を探すことです。

「神社のオンライン問題」に関連して重視するポイント。「神社」が如何

なる存在であるのかの根本。つまり「神社神道」は「神まつりの施設としての神社」に存在し、その神社は「それぞれの神社の奉斎神に信仰の基準を置かなければならない」という点です。そこには「鎮座する神社の個別、固有性」「奉斎神の個別、固有性」が存在します。

神社の窓口は、先ずは氏子、崇敬者の人達に向けられているはず。

今一度、神社の活動の基盤をどこに捉えるか。信仰の根幹はそれぞれの神社であり、神社は、その氏子、若しくは神社の設立の基本に係る崇敬者の方々に支えられています。それを失った場合には、神社の今後の存立は難しいのではないのでしょうか。

新しく変えないといけないものもありますが、あえて変える必要があるのかどうか。

本日の研修会の内容は、答えではありません。これから考える内容を、筋道を立てて皆さんにお話ししました。是非、今後一緒に考えていければと思います。今、考えていく結果が、次の形を生んでいく。是非、お願いしたいと思います。

このように纏められ、半日の研修会を締め括られました。

令和三年十一月二十五日、神社庁に於いてコロナ禍の影響で一度延期になっていた神職教養研修会が、神社本庁 総合研究所 浅山 雅司 総合研究部長を講師にお迎えし、「神符守札の御取扱ひ」と「神社のオンライン問題」について、会場三十名、オンラインにて十五名の参加のもと開催されました。コロナ禍での生活も三年目を迎えて、一段と世情も生活様式も変わり、神社を取り巻く環境も大きく変わってきたように感じます。そのような世情の激変している最近の状況もあり、ま

神社本庁は、これまで度々、神符守札の取扱ひを丁寧に扱ってほしいという旨の注意喚起の通知を出しています。それには全て理由があり、その中には、根拠となるものが沢山存在しています。それらについて、時代の流れを確認し、そして、時代とともに色々な問題へと繋がっていきます。それを再確認すること。そして、何故再確認するのか。守るためではありません。ここから先、どうして行くのかということとを皆さんにも考えていただきたい。本庁から指示が来たからやる、神社庁が言っているからやるではなく、それ

研修会のテーマ「神符守札の御取扱ひ」と「神社のオンライン問題」についてその他に、「神社におけるキャッシュレス化について」も解説がありましたので一部紹介いたします。

令和元年は「キャッシュレス元年」とも称され、官民一体となり推進されたキャッシュレス決済は、令和二年に始まる新型コロナウイルス感染症の流行の下、目を見張るばかりの普及を見せました。この変化は、バブル好景気を背景に広がりを見せたクレジットカードの普及が、昭和末期から平成初年代にかけて徐々に広がっていった状況と比べても、爆発的とも表現することができま

す。これらクレジットカードはもとより、QRコードを始めとするキャッシュレス決済が、決済手段の一つとして社会認知がなされた現在、神社界においてもその対応を図る必要があります。

キャッシュレス決済は、社頭のみの問題ではありません。ソーシャルメディアや外出自粛等が過度に求められる状況下、インターネットを活用した種々の活動にも大きな関連を持っています。現在の神社を取り巻く社会環境の下、「信仰行為」に係る諸活動に

ついて、一定の整理を加えることで、今後の神社界のキャッシュレス決済に関する課題等を確認することを目的としたいです。これらについての検討を加えるためには、前掲にある通り、その主体となる「神社」とは何か、さらには「神社神道」とは何かといった「神道神学／神道教学」的内容について再確認することも必要でしょう。

そもそもキャッシュレス決済は、商行為の決済のために行うものであるから、商行為から切離するのは矛盾しています。

社頭決済は寄付であり、キャッシュレス決済の多くは寄付ができませんでした。しかし、現在は定款が変わり寄付ができるものもあります。

神社での宗教活動が例えば物品販売に見えたとしても、これは信仰的なものです。

社頭でのキャッシュレス決済は、デジタル、信用、財産という概念が移動する初めてのことです。現物からお金に変わってきたのではないかという人もいます。でも現物でも、お金でも物が奉納される事実。デジタル、信用、財産という概念や権利が移動する、しかも後日に。これはあまりにも大きすぎ

る変化です。

キャッシュレス決済により、個人情報や宗教活動、個人データ、ビッグデータ、消費活動が把握され、商業活動に利用されていく恐れがあります。

「賽銭」のキャッシュレス化に対する 税務当局の見解

税理士ドットコム 配信記事

令和元年十二月十五日 八時三十五分

国税庁「喜捨の心が変わらなければ、課税されない」

法人課税課は「賽銭をキャッシュレス対応にして事業者への手数料が発生したとしても、賽銭の本質ともいえる喜捨の心が変わらないのであれば、課税されません」と説明します。ただし「賽銭にアミューズメント的な形態がとられているなど、信心を逸脱するようなものであれば、収益事業にあたる可能性もあるので、その場合は実態を確かめなければなりません」と付け加えます。

今後、キャッシュレス化が進むことで、税金も含めて、これまで当たり前だと考えられてきたものの意味が問い直されるかもしれません。賽銭の問題は、まさにそのような一例と言えるでしょう。

社会通念上、一般的にどう捉えられるかで、神社側が、どのように捉えているかではありません。現在は、こうだということでも、今後はわからないのです。たとえば田舎の小さな一社の事例であっても、日本中に大きな波紋を広げていくこととなります。

キャッシュレス決済について、我々神職が、どう説明するか。そうすることで事業者としての性格が前面へと出てくるのです。今の時点において、あえて行うべき理由があるのでしょうか。

このような状況の中、今回の研修会を企画いただいた岡山県神社庁研修所、研修企画室の皆さまに御礼申し上げます。

また、是非、今後このような研修会において、研修内容、講義録など整理し、より多くの県内神職の皆さんのもとへ伝えていただければとお願い申し上げます。



左のQRコードから研修会の資料が閲覧できます。参考資料としてご利用ください。

You Tube (ユーチューブ)

広告による神宮大麻の推進

教化委員会 神宮奉賛部会 前部長 高山 命之

令和三年度の神宮大麻頒布状況は、

前年度対比一一三二体の増体を図ることができた(図1参照)。要因として、

御津支部と吉備支部が、二年連続増体したことが特に大きかった。御津支部においては一〇九〇体の増体になっている。支部長を中心に神職・総代が一生懸命取り組みでくれたことが、増体に繋がったのではないかと思われる。

また吉備支部においては、徐々に増体に転じている点を見ると、災害からの復興が進んできているのではないかと考えられる。今年度減体となった支部だけを前年度と比較しても、前年対比八六五体も減少となっており、全体としても下げ止まりになってきているので、今年度の増体になっている。六年ぶりの増体になったことに対して、宮司を始め神職・総代の皆様に感謝申し上げます。

令和三年度の活動については次の通りである。

①令和三年七月二十九日に、十一支部

の神宮大麻担当者と神宮奉賛部会との推進会議を行った。県南の支部では、新型コロナウイルスの影響による参拝者の減少により減体になった意見が多かった。県北の支部では、氏子の減少と総代による頒布推進の減退が報告された。今後の推進として、県南の都市部での頒布増強と、神職の意識改革が必要である。

②QRコード入りポスターによる「神棚贈呈」はコロナ禍の中でも、六百一字の神棚の申込みがあった。神棚と一緒に「神社検索」の仕方を記入した用紙を同封して、神社庁のHPに触れていただくことができた。又質問等があった申込者全員に、メールで返信を行った。アンケート(図2参照)では、さまざまな質問をしているが、「氏神様を知っていますか?」「神棚をまつる場所」など今後の神宮大麻頒布の助けになりそうな回答を得られている。

③神宮奉賛部会が作成したYou

Tube 広告であるが、時間は十五秒で、視聴できる地域は、岡山県内だけに限定し配信を行った。さらに年齢を四十五歳以下としている。これは若い方を対象として、若者に神宮大麻の推進を図る観点から年齢制限を行った。どの動画に広告を付けて配信するかは、コンピュータのAIが判断している。

動画内容については、庁報第一三二号でお知らせしているので省略とする。令和三年十一月二十九日から令和四年三月三日までの九十五日間、You Tube にて広告配信を行い、広告費用は十萬円の予算計上をしていたが、ほぼ予算内で収まった。十一万七千人の表示回数(You Tube 中広告動画が現れた数)があり、五万一千五百人の視聴回数(十五秒間の動画をスキップせずに見た数)があった(図3参照)。視聴された中で、男性が三万二千百人・女性が一万八千八百人・不明が六百人となった。

年齢層も若い方(十八歳から二十四歳)が一番多く視聴している。視聴されている時期も、正月を超えてから視聴回数が増加になっている。

これは神社のことに興味を持って、時間が空いたときに、神宮大麻が伊勢神宮の御神札だということの周知に大きく繋がったのではと思う。そして今回若者をターゲットとしたため、深夜の視聴が多いという特徴が出ており、好きな時に好きな物が見えるネット広告の利点を活かすことができた。

まとめとして、今回の神宮大麻推進に係るYou Tube 広告は当初の目的は達成され、若い層への浸透を図ることができた。今回の増体が、この広告の効果によるものかはわからないが、「若い方たちからの頒布が多かった」ということになれば成果があったと言える。

令和四年度の事業として、①支部大麻担当者との推進会議②「神棚贈呈」事業③You Tube 広告を行うこととしている。You Tube 広告から、神棚申し込みへのページに誘導し、「神棚贈呈」を行う予定である。

令和四年度も神宮大麻推進を取巻く環境は厳しいと思われるが、神職と総代が一丸となり、増体に向けての頒布推進をお願いしたい。

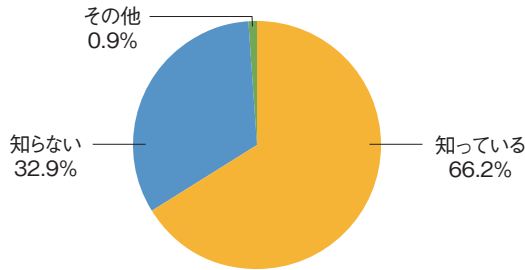
図 1 令和3年度 神宮大麻頒布支部別一覧

支部名	令和2年度			令和3年度頒布数								判定数			
	頒布数	判定数	申込数	大麻	中大麻	大大麻	頒布数	前年比	頒布率	申込数	前年度申込比	判定頒布数	前年比	頒布率	判定比率
01 岡山支部	7,537	7,694	9,300	7,839	147	73	8,059	522	21.38%	9,300	0	8,206	512	21.77%	1.018倍
02 倉敷都窪支部	12,577	12,955	13,440	11,989	519	116	12,624	47	55.47%	13,440	0	13,000	45	57.12%	1.030倍
03 津山支部	8,803	9,016	9,370	8,425	230	97	8,752	▲51	43.22%	9,370	0	8,964	▲52	44.27%	1.024倍
04 児島支部	15,538	15,806	15,638	15,500	350	81	15,931	393	52.90%	15,931	293	16,187	381	53.75%	1.016倍
05 玉島浅口支部	14,878	15,246	15,700	14,111	424	158	14,693	▲185	77.84%	15,700	0	15,063	▲183	79.80%	1.025倍
06 御津支部	6,710	7,299	6,807	6,560	919	321	7,800	1,090	105.36%	7,865	1,058	8,581	1,282	115.91%	1.100倍
07 東備支部	7,673	7,701	8,650	7,578	30	9	7,617	▲56	40.18%	8,750	100	7,641	▲60	40.30%	1.003倍
08 邑久上道西大寺支部	6,278	6,613	6,740	5,803	416	91	6,310	32	57.30%	6,633	▲107	6,609	▲4	60.01%	1.047倍
09 井笠支部	14,881	15,751	16,100	13,193	901	358	14,452	▲429	58.15%	15,930	▲170	15,261	▲490	61.40%	1.056倍
10 吉備支部	10,192	10,420	10,210	10,200	339	66	10,605	413	69.94%	10,620	410	10,841	421	71.49%	1.022倍
11 高梁支部	7,202	7,411	7,365	6,828	282	55	7,165	▲37	91.92%	7,260	▲105	7,361	▲50	94.43%	1.027倍
12 川上支部	2,484	2,656	2,518	2,210	191	71	2,472	▲12	90.88%	2,482	▲36	2,639	▲18	97.00%	1.067倍
13 新見支部	6,333	7,351	6,333	4,460	1,652	181	6,293	▲40	80.56%	6,293	▲40	7,300	▲51	93.45%	1.160倍
14 真庭支部	7,743	7,914	8,360	7,314	138	95	7,547	▲196	74.11%	8,160	▲200	7,711	▲203	75.72%	1.022倍
15 美作支部	7,816	8,221	7,980	7,051	396	146	7,593	▲223	68.86%	7,780	▲200	7,937	▲284	71.98%	1.045倍
16 英北支部	1,506	1,574	1,836	1,394	105	14	1,513	7	83.92%	1,836	0	1,580	6	87.60%	1.044倍
17 久米支部	6,313	6,754	6,396	5,430	638	102	6,170	▲143	81.77%	6,376	▲20	6,591	▲163	87.34%	1.068倍
合 計	144,464	150,378	152,743	135,885	7,677	2,034	145,596	1,132	56.88%	153,726	983	151,469	1,091	59.18%	1.040倍

※判定数 大麻頒布数を1倍、中大麻頒布数を1.5倍、大大麻頒布数を2倍とした数

図2 神棚進呈のアンケート結果

自分の氏神様を知っていますか？ (633件の回答)



神棚をまつ場所 (633件の回答)

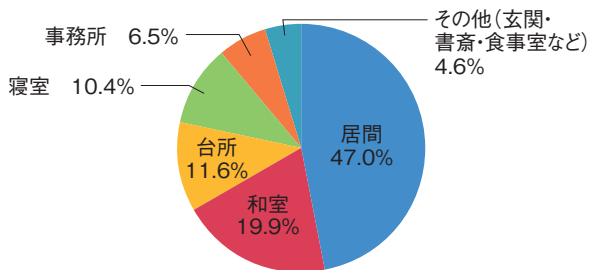
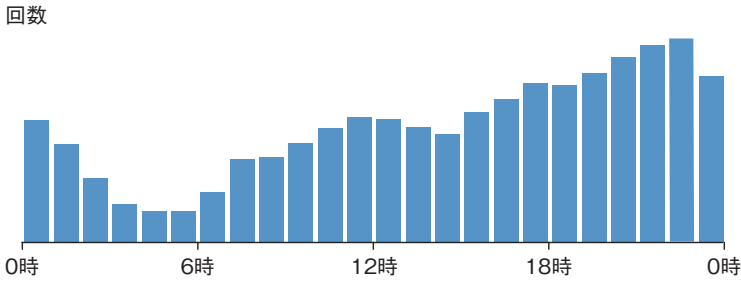
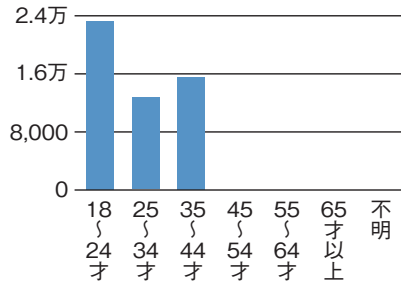


図3 You Tubeでの広告の視聴結果

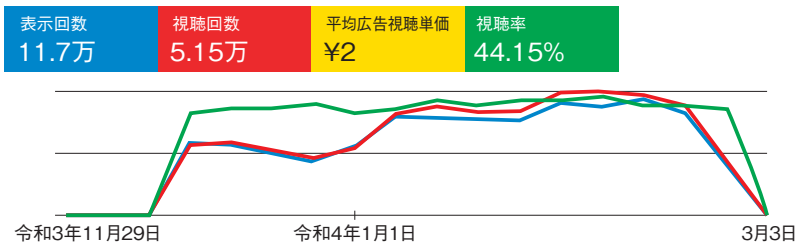
時間帯別視聴回数



年齢別視聴回数



視聴結果データの推移



過疎地域神社活性化 推進地域特区事業の取り組み

後編

岡山県津山市二宮 高野神社 宮司 河原 仁 司

(前号からつづき)

二宮地域まちづくり

二宮地域の有志で作る二宮創生会に参加し、二宮地域の文化財の活用、地域活性化等様々なことを検討し活動を行っています。その中でも平成三十年に『二宮地域まちづくり協議会』の設立を会が中心となり進めました。設立後は住民アンケート実施、その結果を元に二年目の活動を計画する中、行政との連携や補助金受給に関して市の方針の転換があり、事業等の見直しにより頓挫してしまいました。

会としては歩みを止めることなく二宮の歴史写真展や参道を会場とした屋台出店等活力あるまちづくりを目指して活動しています。

平成二十九年年度から三年間、津山市が行う「文化財保存活用地域計画」の策定があり、会から二宮地域の歴史文

化を守り、継承していく為に四つの保存活用を軸に働きかけを行いました。

- ・立石家の保存・指定
- ・史跡美和山古墳群
- ・津山グンゼ工場
- ・高野神社

令和二年七月十七日『津山市歴史文化基本構想』が、岡山県では初めて文化庁長官の認定を受け、構想の中に第六章関連文化財群に関する事項に、二宮地域 構成文化財群として、①立石家②史跡美和山古墳群③津山グンゼ工場④高野神社を含め選定されました。行なった歴史文化基本構想が文化庁文化遺産総合活用推進事業でありました。

今後は立石家の保存活用を中心に関連文化財群を活かし、地域活性化に繋げる事業を企画してまいります。



残していきたい地域の文化財群（二宮地域）

境内整備

平成二十九年から行っていた本殿屋根保存修理事業が令和元年九月三十日に竣工し、庁教化委員育成部会の協力もあり、奉祝事業では稚児行列を行い多くの親子で祭礼が賑わいました。

令和元年十一月、私の宮司就任後からは、境内整備を進めました。

令和二年度

- ・国旗掲揚台 記念碑移設
- ・二宮連合町内会の掲示板移設
- ・おみくじ掛け 絵馬掛け設置
- ・だんじり展示館竣工
- ・トイレの竣工



秋祭り以外でも拝観できる津山だんじり展示館



神社と地域の歴史を展示する歴史資料展示館

令和三年度

- ・もみじの木千本基金委員会設立
- ・歴史資料展示館竣工

- ・美作津山鶴山城遠景之図再現

令和四年度

- ・崇敬会設立

- ・末社淡島神社修繕

- ・防災設備修繕

神社維持、さらなる発展に向け、今後は崇敬会とも連携を図り、境内整備事業を計画し進める予定です。

津山地域神社 案内ガイドブック

『神社めぐり』

活動二年目には神社紹介冊子の制作を考えておりました。山陽新聞社主催「まいられえ岡山」等の費用のかかる広告は難しい神社がほとんどの中、少しでも津山支部内の地域の氏神様を知ってもらい、地域の魅力を再発見してもらえようように、支部青年神職有志で相談し企画を行いました。自分たちも支部の神社を知る機会にする為支部内神社の撮影に回り、制作、編集も

自分たちの手で行い、一冊にまとめました。

制作を進めていく中で、次々と楽しい案がたくさん浮かび、気づけば一年がかりの制作となりました。

多くの方に手にしていただく為に、広報活動の準備も進め、配布場所として観光協会、各企業等にもご協力をお願いして回りました。特に新聞社との交渉ではコロナ禍であった為、一般広告も激減していることもあり、掲載回数を増やし、費用を抑えることができ、結果多くの方が周知することとなりました。二ヵ月で一万冊を配布することができました。又「まいられえ岡山」の発刊もあり相乗効果でより多くの方への配布に繋がり、年末年始に向け五千冊の増刷を行いました。多くの方から「地域を巡るいい機会となった」「津山市鏡野町にはこんなに神社があるんです

ね」「こんな冊子を待っていた」等うれしい言葉をたくさん頂けました。神社に参拝しての感謝、願い、祈りは必要なことであり、こんな時だからこそ必要な冊子となったのだと思っております。

活動への思い

当社に來られたことのある方は、大きな本殿で立派だと感じると思いますが。しかし先代宮司も兼業をしながら奉仕をしておりました。現状として氏子件数では六百戸を切り年々減少しています。私自身修繕事業をきっかけに将来を考え、今できることをしていかなければいずれ神社の維持ができなくなると思ひ、活動を起し、事業展開、教化活動を行ってきました。その中で多くの方と出会い繋がりができ、またそのことで次の事業の取り組みができたことも数多くあります。

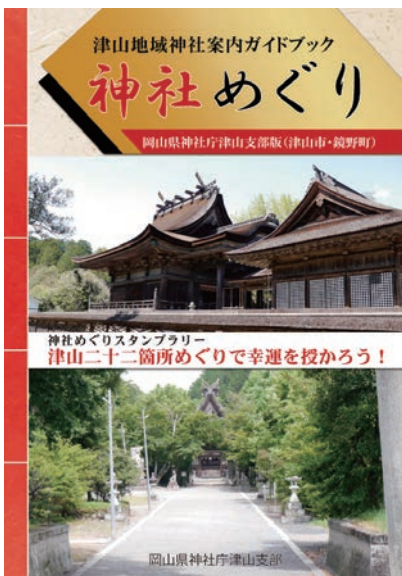
三年間、様々な活動を積極的に展開し行っていました。ここで紹介できていない事も多くありますが、この地域活性化事業に取り組んだことで、神社の復興から社入金の増加にも繋がっており、目標であった神職として専業での奉務、祭礼復興も実現できました。



令和元年 修繕を終えた本殿

過疎化対策の事業は地域により様々であり統一はできません。しかし地元と繋がりがあり、地域を知る神職だからこそできることはたくさんあります。今だからできないではなく、氏子崇敬者の方が地域に留まる今だからこそできることを模索し、地域にタネをまき続けていかなければならないと思います。

最後に本事業推進にあたり岡山県神社庁 前庁長牧博嗣様をはじめご協力をいただきました数多くの皆様、大変ありがとうございました。



津山地域神社案内冊子

雅楽研修会に初参加

吉備津神社 榎瀬宜 長谷川 智 大



しての開催となった。研修内容は、箏、篳篥、笙で分かれて練習を行い、私は龍笛をさせていただいた。

元々雅楽は好きで、大学の講義でも受講していたが、それ以降殆ど龍笛を触っていなかったため、音が出るか不安でいっぱいだったが、何とか音を出すことができた。龍笛は六名の参加でその中でも、二手に分かれて練習を行った。

私は、阿智神社の新井宮司に指導をしていただいた。内容は、息を長く続ける為のロングトーンであった。越殿楽は大学でもやっていたおかげなのか、ある程度スムーズに指が動いたので良かった。

久しく龍笛を吹く機会がなかった為、ロングブレスはなかなかきつかった。グループ練習の後は箏と篳篥のグループと合わせて全体練習を行った。全体練習では、越殿楽を始め五常楽、陪臚、浦安の舞、豊栄の舞を行った。五常楽と陪臚はこの研修会で初めて聞き、とても良い曲だと感じた。

浦安の舞と豊栄の舞では笛は吹けな

かったため、歌での練習を行った。この時、吹いている方々を見て自分もこのように吹いてみたいと心の底から感じた。休憩時間などいろいろな受講生と交流ができれば良かったのだが、なかなか勇気が持てず、会話ができなかったのが悔やまれた。

気が付けば研修会はあつという間に終わりに近づき、最後に奉納演奏を行

小林やすひこの 神社法律相談

近年、県内神社も法律上のトラブルに巻き込まれ、弁護士に相談するケースが出てきていることから、小林裕彦弁護士に岡山県神社庁の顧問弁護士をお願いしています。今回は小林弁護士に神輿と道路使用許可への対応について説明していただきます。



岡山県神社庁
顧問 小林 裕彦

小林裕彦法律事務所

岡山市北区弓之町2番15号 弓之町シティセンタービル6階
TEL.086-225-0091 FAX.086-225-0092

神輿と道路使用許可 (相談)

今年も祭りの時期が近付いてきたのですが、氏子総代から「神輿が氏子町内を渡御すること（神輿行列が町内を

い、研修会は幕を閉じた。終了後、根石先生から雅楽部会で供に活動してみないかと誘われた。私自身殆ど素人同然ではあるが、このご縁を大切にしていきたいと思うので、時間が合えば参加させていただきたいと考えている。この研修会で、とても有意義な時間を過ごすことが出来たので参加して正解だったと確信した。

通行すること）について許可や届出が必要なのではないか？」と質問されました。許可や届出が必要になるのでしょうか。

(回答)

一、道路使用許可の要否

コロナ禍によって中止、延期、規模の縮小等を余儀なくされた祭りもあつたかと思いますが、昨今の情勢を受けて例年通りの祭りを開催されるところが多くなっているのではないかと思います。今回は、祭りの中でも神輿の渡御に関する御相談です。

神輿が氏子町内を渡御するためには、一定の集団を形成して神社の境内外である道路を通らなければなりません（あるいは、そのような場合が多いと思います）。

道路は、広く一般の交通に利用され

る物的設備で、行政が設置した公道、私人が設置した私道があります。そして、道路に関する法律の一つに、公道だけではなく私道も含めて適用対象とした道路交通法があります。

道路交通法では、公安委員会が定めた行為を道路で行う場合に許可を受けなければならぬとされ（道路交通法第七十七条第一項第四号）、岡山県公安委員会は、許可が必要になる行為として、「みこし、だし、踊り屋台等を出し、又はこれらを移動する行為」等を定めています（岡山県道路交通法施行細則第一二条第一号）。

道路の使用許可の申請先は、当該道路を管轄する警察署です（交番不可）。御相談の神輿が氏子町内を渡御するためには、事前に道路の使用許可を得ておかなければなりません。

二、なぜ私道も規制対象に加わっているのか？

道路の使用許可が必要になる対象道路に私道も含まれることに驚かれたかもしれません。しかし、公道であれ私道であれ、一般に広く交通に利用されているのであれば多数の人の往来が予想されます。多数の人の往来が予想される場所で注目を集める行為や一定の集団を形成して移動する行為等を行う

と、通行人が転倒したり通行人の滞留や渋滞を引き起こしたりしてしまう可能性があります。

道路交通法は、道路の危険を防止し交通の安全と円滑を図ることを目的にしていますので、広く一般の交通に供されているのであれば私道であっても規制対象に加えているのです。

三、無許可での道路使用のリスク

使用許可を受けずに道路を使用した場合、三月以下の懲役又は五万円以下の罰金が科せられる可能性があります（道路交通法第一一九条第一項第二の四号）。また、許可の際に定められた条件に違反して道路を使用した場合も同様です（同項第一三号）。

万が一、神輿が渡御している最中に事故が起きてしまい、道路の使用許可が必要であったのに無許可であったとしたら、強い社会的非難を浴びることになり、祭りの存続自体も危ぶまれてしまうかもしれません。

これまで道路の使用許可を申請していなかったから大丈夫だと安易に考えず、道路の使用許可を申請する必要があります。道路の使用許可を申請したけれども許可されなかった場合等には、弁護士等への御相談をお勧めします。

北ふれあいセンター（岡山市北区）で 神道教化「雅楽鑑賞会」を開催

教化委員会 事業部会

前部長 根石 俊明

【開催日時】 令和四年二月十八日（金）

十八時から十九時

【場 所】 「北ふれあいセンター」

岡山市北区谷万成

【対 象】 一般（約二十名）

この度は、これまでの活動に関心を持っていただいた、岡山市の「北ふれあいセンター」の事業の一環として「雅楽鑑賞会」を行うという新しい形での活動となった。ポスター・チラシなどの作成及び告知については全てセンターに担当していただいた。不特定の一般の方々に対して、日本の伝統音楽である「雅楽」を通しての神道教化をさせていただいた。



第三回 巫女体験研修 於、岡山県護国神社

教化委員会 事業部会

前部長 根石 俊明

【開催日時】 令和四年三月二十日（日）

九時から十七時

【場 所】 「岡山県護国神社」

岡山市北区奥市

【対 象】 十五〜四十歳の県内在住の女性

午前は、「開式」・「正式参拝」に続き「神社と巫女についての講話」・「神社に於ける基本作法」などを事業部員が行い、午後は、「豊栄舞」を祭祀委員会員の林千明祭祀舞講師・三原千尋祭祀舞部員をお招きして、約二時間余りご指導をいただいた。最後に二組に分かれて神社の大前で奉納させていただき研修は終了した。



神話絵本『あまのいわと』

県下の公共図書館へ寄贈

教化委員会 育成部会 前部長 小野 義典



育成部会の継続事業である「こども伊勢まいり」が新型コロナウイルス感染拡大により、令和元年夏に実施した二十五回目をもって途絶えた。

未だ終わりの見えない新型コロナウイルスの脅威。三密回避を始めたとして行動制限やマスクの着用、アルコール消毒などの感染対策は今後も続くと思われる。そんな社会状況の中、いかにして青少年の教化育成事業を展開していくかを部員皆がアイデアを出し合い熟考を重ねた結果、非接触にて行える事業へと大きく舵を切った。

子供たちが神話に触れるきっかけになれば、との思いで予てより温めてきたオリジナルの神話絵本『あまのいわと』を製作し、県下の小学校に寄贈す

るという計画で事業をスタートさせた。

部員と親交のある画家の青木千明氏のご協力のもと、優しいパステル画で描かれた背表紙付きの絵本『あまのいわと』が完成した。寄贈先は当初の予定から県下の公立図書館に変更した。変更理由は、小学校の数があまりにも膨大で、行き渡らせるには時間も費用もかかりすぎるとの判断からだ。

県立図書館を通じて県下七十一の公共図書館にお贈りする運びとなり、三月二十三日に神社庁御神殿にて、牧前庁長・太田前教化委員長・県立図書館担当者・画家の青木千明氏をお招きし、『あまのいわと』贈呈始め祭を執り行った。発刊・贈呈のご報告と一人でも多くの方がご覧になって神話や神社に興味を持ち理解を深めていただけるよう祈念した。今後、この絵本を増刷し他の機関への寄贈や、シリーズ化して新しい絵本を製作し再度公共図書館へ寄贈するなど、継続事業として視野に入れているため祭典名を贈呈始め

祭とした。

すでに殆どの公共図書館に行き渡り、岡山県神社庁と銘打った『あまのいわと』が閲覧・貸出しされているようだ。教化委員会各部会はもとより多くの関係者にご理解とご協力を賜り、無事に贈呈まで行うことができたことは感謝の極みである。

いつまで続くのかわからないコロナ禍、青少年のみならず人々を取り巻く社会環境は厳しさを増す一方であるが、今後も神社本庁から提示される三年継続の教化実践目標に即した岡山県独自の教化育成事業が実践できるよう祈りつつ、新事業の報告とさせていただきます。



ウクライナ 支援募金

岡山県神社庁

庁長 藤山 知之進

ロシアのウクライナ侵略に際して、人道的な観点から岡山県神社庁独自にウクライナ国民の一助となるよう募金活動を行いました。五月初めごろから募金を始め、短期間であつたにも拘らず皆様のご協力により百六十万円を超えるご寄付を戴きました。ご協力賜りました皆様に厚く御礼申し上げます。

計画段階で「できたら手渡ししたい」と考え、私が神社本庁評議員会に出席のため上京する間で訪問日を探しました。するとちょうど会議の無い五月二十七日午前中に面会予約をすることができました。私と参事は東京都港区にある駐日ウクライナ大使館を訪問し、オレクサンドル・セメニウク公使参事官に面会し寄付金を手渡すことができました。

私は「日本とウクライナの距離は離れていますが、心は一つ。頑張つてほしい。」と激励。セメニウク公使参



事官は「友人国のなかでも大切な立場である日本。ウクライナは必ず勝利し、そして将来恩返しをしたい。ウクライナはクリミアで日本は北方領土とともに勝利を祝いたい。」と感謝の意を表されました。

皆様の真心を直接お届けすることができ、なおかつ短い時間ではありませんでしたが参事官と通訳を交え直接お話ができたことは大変ありがたいことでありました。このような世界秩序を力で破壊する侵略行為が一日も早く収束することを願っております。

年月日	鎮座地	神社名	本務職	氏名
3・12・31	岡山市北区上高田	誠神社	禰宜	三宅 勝正
4・3・2	加賀郡吉備中央町上竹	御王神社	禰宜	石井 満崇
4・3・3	和気郡和気町大中山	水行谷神社	宮司	能勢 正彦
4・3・3	和気郡和気町大中山	水行谷神社	権禰宜	能勢 陽子

▼退任発令の部▼

年月日	鎮座地	神社名	本務職	氏名
4・3・3	赤磐市周匝	八幡宮	禰宜	景山 博道
4・3・3	加賀郡吉備中央町上竹	御王神社	宮司	石井 満崇
4・3・4	和気郡和気町大中山	水行谷神社	宮司	能勢 陽子
4・3・26	岡山市南区山田	嚴島神社	宮司	河谷 邦和
4・4・1	岡山市中区東山	玉井宮東照宮	宮司	佐々木祥之
4・4・1	岡山市中区東山	玉井宮東照宮	禰宜	佐々木浩之
4・4・1	和気郡和気町藤野	和氣神社	権禰宜	安達 俊治
4・4・1	岡山市北区吉備津	吉備津神社	権禰宜	西原 秀行
4・4・19	津山市宮脇町	徳守神社	権禰宜	井上 嘉子
4・4・19	備前市日生町日生	春日神社	宮司	那須 正嗣
4・4・19	新見市大佐小阪部	大佐神社	禰宜	戸部みやび
4・4・19	美作市安蘇	杉神社	宮司	井上 知巳
4・6・23	加賀郡吉備中央町三納谷	三所神社	宮司	海士部泰徳

▼就任発令の部▼

神職任免

年月日	鎮座地	神社名	氏名
4・5・23	岡山市中区東山	玉井宮東照宮	佐々木講治

名誉宮司

閉庁のお知らせ

令和四年八月十五日
令和四年十二月二十九日
（令和五年一月四日（年末年始））

年月日	鎮座地	神社名	本務職	氏名	現身分	享年
4・2・4	津山市神戸	作楽神社	宮司	福田 篤二	三級	94
4・2・8	加賀郡吉備中央町上竹	御王神社	宮司	石井 一充	三級	72
4・2・24	備前市日生町日生	春日神社	宮司	那須 正寛	二級	74
4・3・14	勝田郡勝央町河原	諏訪神社	宮司	出雲井和夫	二級上	94
4・3・18	倉敷市船穂町船穂	船穂神社	宮司	亀山 昭三	二級	93

神職帰幽

年月日	鎮座地	神社名	本務職	氏名
4・3・25	岡山市南区山田	嚴島神社	禰宜	河谷 邦和
4・3・31	岡山市中区東山	玉井宮東照宮	宮司	佐々木講治
4・3・31	岡山市中区東山	玉井宮東照宮	禰宜	佐々木祥之
4・3・31	岡山市中区東山	玉井宮東照宮	権禰宜	佐々木浩之
4・3・31	倉敷市笹沖	足高神社	権禰宜	井上 勝子
4・3・31	美作市宮本	讃甘神社	禰宜	白岩 修治
4・4・18	和気郡和気町米沢	宇佐八幡宮	宮司	井上 嘉子
4・4・18	備前市日生町日生	春日神社	禰宜	那須 正嗣
4・5・31	久米郡美咲町原田	諏訪神社	禰宜	磯山 弘嗣
4・6・22	加賀郡吉備中央町三納谷	三所神社	禰宜	海士部泰徳

庁 務 日 誌 抄

令和3年12月1日～令和4年6月30日

12月	
1日	月次祭
2日	広報部会
6日	祭祀舞部会
7日	神青協大麻啓発活動
8日	役員会財務委員会合同会議
13日	事業部会
16日	雅楽部会
17日	庁舎清掃
21日	神青協会報誌発送作業
28日	御用納め

1月	
5日	御用始め／新年祭
19日	正副庁長会
27日	役員会／身分選考表彰委員会／関係者大会企画委員会

2月	
1日	月次祭
9日	事業部会
21日	神宮奉賛部会
22日	祭祀舞部会
28日	雅楽部会

3月	
1日	月次祭
3日	神殿祭習礼
4日	育成部会
10日	広報部会
11日	神殿祭／協議員会（岡山国際ホテル）
14日	神青協発送作業
16日	雅楽研修会
20日	巫女体験研修（岡山県護国神社）
22日	一級・二級上辞令伝達式／神宮奉賛部会
23日	絵本頒布始祭／神青協監査
24日	二級辞令伝達式／神青協
25日	研修企画室会議
28日	女子神三役会・監査会
29日	正副庁長会

4月	
1日	月次祭
4日	役員会／身分選考表彰委員会
5日	神青協役員会
6日	中国地区神社庁連絡会議1日目（広島）
7日	中国地区神社庁連絡会議2日目（広島）
8日	伊勢神宮崇敬会理事評議員会・監査会／祭祀委員会役員会／特殊神事部会
11日	祭祀舞部会
12日	教化委員会役員会
15日	神楽部役員会・監査会
19日	神青協総会
21日	庁舎清掃
25日	選挙対策委員会
28日	表彰式

5月	
2日	月次祭
9日	神青協発送作業
10日	祭祀舞部会
19日	支部長懇話会（せとうち児島ホテル）／神青協
24日	祭儀部会
25日	女子神三役会
27日	神青協研修会（岡山県警）

6月	
1日	月次祭
3日	財務委員会
5日	神楽部総会
6日	祭祀委員会役員会
10日	役員会／身分選考表彰委員会
13日	祭祀舞部会
15日	初任神職研修1日目
16日	初任神職研修2日目
21日	初任神職研修3日目
22日	初任神職研修4日目
24日	神宮奉賛部会／神青協役員会・清掃奉仕
27日	協議員会／身分選考表彰委員会／女子神役員会
28日	祭儀部会
29日	広報部会

あとがき

今号をもちまして前
広報部会が担当する庁
報は最後となります。

我々の任期中は新型コロナウイルス感染症の影響が拡大し、神社の研修会や行事は軒並み中止となり記事が書けない状況となりました。しかし、このような時だからこそ今神社界が抱えている問題に注目し、「アマビエを用いた社頭授与品」「納骨施設は必要か」「神社合併は必要か」などを提起して改めて考えていただく良い機会として発信しました。皆様にも少しでも参考になったのであれば嬉しく思います。三年間、ありがとうございました。

広報部員一同